

第2 県出資団体が保有する預金等口座に係る調査について

1 調査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等（出資団体、補助金等交付団体、指定管理者）の監査を、例年、実施しているところである。

平成24年度は、経営全般にわたる出納その他の事務について監査することができる出資団体について、例年の監査の対象となる、決算書に現われる預金等口座以外の口座の保有状況及び口座管理の適正性等について確認するため、その管理する預金等口座を調査することとした。

2 調査対象

県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（34団体）

なお、決算書に現われない口座の数や内容から判断し、実地調査を行う団体を選んだ。

No.	団 体 名	調査方法	
		実地調査	書面調査
1	山梨県土地開発公社	○	
2	(財)山梨県農業振興公社		○
3	山梨県道路公社		○
4	(公財)山梨県下水道公社		○
5	山梨県住宅供給公社		○
6	(公財)山梨県暴力追放運動推進センター		○
7	(公財)山梨総合研究所		○
8	(財)山梨県環境整備事業団		○
9	(公財)やまなし産業支援機構	○	
10	(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター		○
11	(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター		○
12	(公財)山梨県馬事振興センター		○
13	(公財)長田ふるさと財団		○
14	(公財)やまなみ文化基金		○
15	(福)山梨県社会福祉事業団	○	
16	(公財)やまなし環境財団		○
17	(公財)小佐野記念財団		○
18	(公財)山梨県子牛育成協会		○

19	(公財)山梨県体育協会	○	
20	山梨県更生保護協会		○
21	(社)山梨県私学教育振興会		○
22	(公財)山梨県生活衛生営業指導センター		○
23	(公財)山梨県緑化推進機構	○	
24	(株)清里の森管理公社		○
25	(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター		○
26	(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター		○
27	(株)山梨食肉流通センター	○	
28	(公社)山梨県畜産協会	○	
29	(公財)やまなし文化学習協会		○
30	(大)山梨県立大学	○	
31	(地独)山梨県立病院機構	○	
32	(財)山梨県林業公社		○
33	(財)山梨県国際交流協会		○
34	(公財)山梨県青少年協会		○
合 計		34団体	9団体 25団体

3 調査の方法

(1) 各団体が保有する全ての預金等の口座の報告

各団体から次の2種類の預金等保有口座一覧表の提出を受けた。

①分類Ⅰの口座

直近の決算期（大部分が平成24年3月31日）における貸借対照表と整合する預金等の口座

②分類Ⅱの口座

①に記載されたもの以外の、団体で管理している全ての預金及び有価証券の口座（平成24年3月31日現在）

(2) 金融機関に対する関係人調査（分類Ⅲの口座）

各団体から報告のあった分類Ⅰ及び分類Ⅱ以外の口座の有無を確認するため、各団体から同意書を徴したうえで、県内に店舗を有する銀行、証券会社等の金融機関に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。この調査の結果、存在が明らかになった口座を「分類Ⅲの口座」とした。

なお、調査対象とした金融機関の数は22であり、口座は調査時点（平成24年10月）で存在するものとした。

(3) 書面調査

分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの各口座について、金融機関から取得した残高証明書及び各団体から提出された預金通帳のコピー等により口座内容を確認した。

(4) 実地調査

分類Ⅱ及びⅢの口座について、預金通帳の管理状況、個別の入出金の内容やその根拠、残高は適切な額か等の確認を行った。

4 調査の結果

各団体の口座保有状況は、次のとおりであった。

No.	団 体 名	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	計
1	山梨県土地開発公社	2	2		4
2	(財)山梨県農業振興公社	24	1	6	31
3	山梨県道路公社	5	6		11
4	(公財)山梨県下水道公社	8	4		12
5	山梨県住宅供給公社	31	3		34
6	(公財)山梨県暴力追放運動推進センター	14			14
7	(公財)山梨総合研究所	9			9
8	(財)山梨県環境整備事業団	6	1		7
9	(公財)やまなし産業支援機構	57	12	18	87
10	(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	12	2		14
11	(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター	9	4	1	14
12	(公財)山梨県馬事振興センター	8		2	10
13	(公財)長田ふるさと財団	7		3	10
14	(公財)やまなみ文化基金	4			4
15	(福)山梨県社会福祉事業団	45	13	9	67
16	(公財)やまなし環境財団	12			12
17	(公財)小佐野記念財団	6			6
18	(公財)山梨県子牛育成協会	9	2	1	12
19	(公財)山梨県体育協会	33	14	9	56

20	山梨県更生保護協会	26		1	27
21	(社)山梨県私学教育振興会	8		4	12
22	(公財)山梨県生活衛生営業指導センター	3	1	1	5
23	(公財)山梨県緑化推進機構	27		2	29
24	(株)清里の森管理公社	9		5	14
25	(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター	12	2	1	15
26	(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター	24			24
27	(株)山梨食肉流通センター	7	5	1	13
28	(公社)山梨県畜産協会	54	14	2	70
29	(公財)やまなし文化学習協会	11	3	9	23
30	(大)山梨県立大学	9	3	1	13
31	(地独)山梨県立病院機構	19		9	28
32	(財)山梨県林業公社	44	2	1	47
33	(財)山梨県国際交流協会	12			12
34	(公財)山梨県青少年協会	11	4		15
合 計		577	98	86	761

(1) 分類Ⅰの口座について

分類Ⅰの口座は、決算書に現われる口座であり、貸借対照表と整合するものである。決算期における残高証明書を取得し、決算書及び各団体から提出された3(1)①の保有口座一覧表と突合を行い、整合していることを確認した。

(2) 分類Ⅱの口座について

分類Ⅱの口座は、決算書に現われない口座であり、団体で管理している全ての預金及び有価証券の口座で団体から報告のあったものである。職員互助会や職員親睦会等の、定款や寄附行為に記載された団体の目的を達成するために行われる事業とは直接の関係のない口座と考えられる。

3(1)の団体から提出された保有口座一覧表に記載された口座の内容により分類したところ、次のような状況であった。

口座内容	団体数	口座数
職員互助会	7	14
職員親睦会	13	21
労働組合	2	2
職員の給与関係	3	3
団体本来の事業のための負担金や会費の一時受け入れ用	3	5
団体関係者を構成員とする組合、協議会及び交流会等	9	29
イベント等の実行委員会	6	9
県、市町村等の補助金等の一時受け入れ用	2	6
関連事業用	1	5
使用されていないもの	4	4
合計	—	98

上記の「使用されていないもの」の4口座については、団体において認識されていなかったが、この調査をきっかけに内部調査を行った結果、判明したものが2口座あり、団体において認識されていたが、事業が終了したため使用されていないものが1口座、事業が相当期間行われておらず、使用されていないものが1口座あった。

(3) 分類Ⅲの口座について

団体からの報告がなかった分類Ⅲの口座は86口座であり、関係人調査の調査時点において存在が確認された口座である。各団体から報告のあった分類Ⅰ及び分類Ⅱの口座は、平成24年3月31日現在の預金等の口座であるため、平成24年4月1日から関係人調査までの間に、定期預金や譲渡性預金の満期到来に伴う書き換えにより口座が開設された等、団体から報告がなかったことに理由があると判断されるものは、次の表のとおり82口座あり、団体においてその存在が認識されていなかったものが4口座あった。

各団体からの報告になかった理由	団体数	口座数
定期預金、譲渡性預金の書き換え	9	34
定期預金、譲渡性預金の新規契約、債権の購入	10	33
普通預金口座の新規開設、金融機関の支店統合による口座移管	4	10
使用していないこと又は不注意による報告もれ(預金通帳あり)	5	5
団体において認識されていなかったもの	4	4
合計	—	86

団体において認識されていなかった4口座については、団体が事務局を務める団体

関係者を構成員とする協議会名義の口座で、平成17年5月以降利用されないまま通帳を紛失し、事務の担当者が死亡したことにより団体において口座の存在を認識していなかったものが1口座あり、事業等の廃止に伴い精算を行ったが、口座の解約を行わなかったため精算前の預金に対して発生した利子そのまま残ってしまったもの等で、通帳も処分又は紛失してしまっていたため団体において口座の存在を認識していなかったものが3口座あった。

5 調査に基づく意見

口座の設置目的や管理が不適切であるものが、次のとおり確認された。

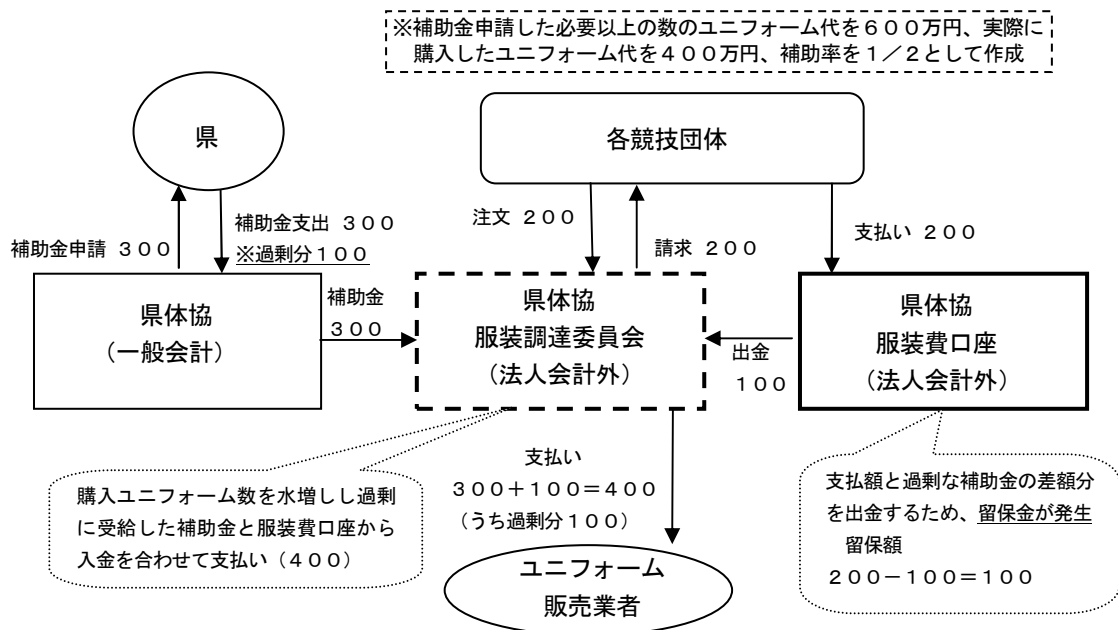
(1) 公益財団法人山梨県体育協会の「服装費口座」について

「服装費口座」は、競技団体からの国体のユニフォーム負担金の受け皿として、平成9年5月に開設された法人会計外の口座であり、同時に、県補助金の受け皿及びユニフォーム販売業者への支払口座であった法人会計外の「服装調達委員会口座」も開設された。

当該団体は、本件調査をきっかけに内部調査を行った結果、平成9年度から16年度までの間に県補助金を過剰受給したことにより、当該過剰受給相当分等が「服装費口座」に留保され、当該口座から補助対象外物品を購入するための出金をしてきたことを、平成24年9月、明らかにした。

どのようにして過剰受給が発生し、それが当該口座に留保されたかについては、当該団体が次のようなイメージ図を作成しており、実地調査を行ったところ、このような仕組みであったことが確認できた。

県補助金の過剰受給の仕組み（イメージ図）



実際は、国体出場者のうち、過去に出場経験があり既にユニフォームを所有している者の分については購入していないにもかかわらず、出場者全員分のユニフォームを購入したとして補助金を過剰に受給したものである。

なお、平成7年度及び平成8年度においても、過剰に受給した県補助金が法人会計外の別の口座に滞留し、平成9年5月、この口座を解約すると同時に開設された「服装費口座」へ引き継がれていたことが、その後の内部調査により確認された。

また、当該口座からは、平成17年度以降も平成19年度までの間に補助対象外物品の購入のための出金があったが、平成19年6月の出金を最後に入出金の記録はない。

なお、過剰受給額及び流用額等を年度ごとに整理したものは次の表のとおり。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
県補助金額	(A)	1,928,160	1,985,840	2,045,400	2,583,000	2,215,500	2,399,250	2,257,500
自主財源 (本部役員他分)	(B)				660,469			
団体負担金額	(C)	1,286,036	1,281,866	1,361,563	2,896,721	1,373,164	1,353,428	1,306,070
団体負担金額 (自主負担分)	(D)							
業者支払額	(E)	2,658,018	2,650,911	2,773,890	6,140,190	2,441,145	2,826,915	2,814,315
留保額 (A+B+C+D-E)	(F)	556,178	616,795	633,073	0	1,147,519	925,763	749,255
流用額	(G)	158,673	476,285	358,543	782,899	154,283	298,089	183,694
流用内容		ワッペン、 監督章	ワッペン、 ネクタイ等	ワッペン、 クリーニング 等	ワッペン、 ブレザー等	ワッペン等	ネクタイ、 ブレザー等	ポロシャツ、 監督章等

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
県補助金額	(A)	2,105,250	2,014,950	1,056,610	1,025,818	996,914	1,028,472	23,642,664
自主財源 (本部役員他分)	(B)		122,988	75,784	121,104	113,400	67,712	1,161,457
団体負担金額	(C)	1,075,985	1,097,117	979,838	957,488	954,721	991,006	16,915,003
団体負担金額 (自主負担分)	(D)	40,320	5,775	84,630				130,725
業者支払額	(E)	2,484,825	2,421,825	2,174,970	2,104,410	2,065,035	2,087,190	35,643,639
留保額 (A+B+C+D-E)	(F)	736,730	819,005	21,892	0	0	0	6,206,210
流用額	(G)	159,397	429,519	575,891	1,186,080	1,084,385	742,644	6,590,382
流用内容		ポロシャツ、 紙袋等	ユニフォー ム、 帽子等	ポロシャツ、 ユニフォー ム等	ストーン、 PC等	机、PC等	PC等	

当該団体への聴き取りによると、服装調達委員会は、当該団体の事務局長が会長、各競技団体の事務局長が委員という構成になっている。しかし、予算や決算を協議した実績は確認されておらず、ユニフォーム等物品の調達に関しては、当該団体の内部決裁（服装調達委員会の会長である事務局長が最終決裁者）により行われており、外部委員の関与はなかったとのことである。

「服装調達委員会口座」が平成17年3月に解約されて以降も、財源が不明な「服装費口座」が解約されないまま残ったこと自体が問題であり、また、当該口座の財源が補助金の過剰受給によるものであることを認識していなかったとしても、そのような口座から平成17年度から平成19年度まで物品等の購入のために出金を続けたことは、当該団体のコンプライアンスに大きな問題があったと言わざるを得ない。

その後は、入出金が行われないうまま、やがては口座の存在すら認識しなくなってしまっており、当該団体の預金等の管理体制にも大きな問題がある。

(2) 上記以外に改善や検討を要する事項

①口座の管理体制を徹底すべきもの

分類Ⅲの口座の中に、団体においてその存在が認識されていなかった口座が4口座存在した。一部は、団体の決算書に現われない簿外の口座ではあるが、口座管理が不適切である。また、分類Ⅱの使用されていない4口座の中にも、この調査をきっかけに団体において内部調査を行った結果、見つかった口座もあるので、団体が保有する全ての口座を、継続して確実に管理していく体制を構築されたい。

②通帳の管理を徹底すべきもの

分類Ⅲの口座のうち団体においてその存在が認識されていなかった4口座では、通帳が全て紛失又は処分されていた。また、分類Ⅱの使用されていない4口座の中にも通帳を紛失していたものが1口座あった。通帳は、その管理責任者を明確にして、責任者が変わった際の引継ぎ漏れ等が無いよう適正な管理を徹底されたい。

③使用されていない口座で整理すべきもの

普通預金口座で、口座設置の目的が終了し、使用されていないにもかかわらず、解約されずに残っているものがあった。使用しない口座を放置しておくことは、口座の存在すら認識しなくなってしまう恐れがあり、速やかに解約等の手続きを進められたい。

④出納簿による入出金管理を行うべきもの

分類Ⅱの口座の中に、出納簿等により管理が行われていないものがあった。個々の入出金の内容は適正なものであったが、事業全体を適正に管理していくために

は、通帳による管理だけではなく出納簿等を整備されたい。

⑤交流会等の運営に係る繰越金を適正な額とすべきもの

団体に事務局がある団体関係者を構成員とする交流会等の運営に係る口座において、年間会費収入等に比べて支出が少ないため、年度末の繰越金が累積し、預金残高が多くなっているものがあった。適切な方法により繰越金を減少させることを検討されたい。

⑥職員互助会の運営資金の処分方法について速やかに検討すべきもの

職員互助会の一人あたり預金残高が、他の団体と比較して著しく大きい口座があった。この残高は、過去、職員数が多かった時に会費が累積したこと、平成2年から開始した貸付事業の原資の運用等によって生じたものである。ここ数年で職員数が急速に減少してこのような状況になったとのことであるが、残高の処理について早急に検討し、適切に処理されたい。

6 まとめ

出資団体が保有する預金等口座について調査を行ったが、決算書に現われない簿外の口座も含めて概ね適正な管理が行われていたと認められる。

しかし、本件調査をきっかけに各団体で内部調査を行った結果存在が判明した口座や、長期間にわたり入出金記録のない口座、団体が認識しておらず金融機関への調査により初めてその存在が判明した口座など、各団体において預金等口座の管理に不適切な事例が判明したことは誠に残念である。

今後は、本件調査を契機として、各団体が預金等口座の管理の重要性を認識し、定期的な自己点検を行うなど、より適切な管理を行うよう要望する。